



輸入免税に関するサ マリー



基本的事項

輸出製品の製造を行う会社（輸出加工企業を含む）は、当該輸出を行うために輸入する原材料および消耗品について、輸入関税の免除を受けることができます。このような会社は、毎年、免税品目の実際の使用状況を関税年次報告書として税関に提出しなければなりません。

関税年次報告書は、事業年度末から90日以内に税関に提出する必要があります。



関税年次報告書の記載内容



免税となる輸入原材料・消耗品の増減明細（電子通関システムではForm 25、書面ではForm 15）



免税となる輸入原材料・消耗品から生産された完成品の増減明細（電子通関システムではForm 26、書面ではForm 15a）



事業年度中に生産された完成品に対する原材料等の実際消費水準（電子通関システムではForm 27、書面ではForm 16）



関税年次報告書作成時に発生する一般的な問題



企業の管理システムと関税報告書の間の管理コードおよび測定単位の不整合



関連する各部署の免税品目の管理方法の相違に起因する、関税申告記録との不整合



研究開発目的での製品の使用、試験、サンプリング、廃棄、棚卸実施後の在庫数量の修正など、輸出品の製造に直接・間接的に関連する取引の不完全なモニタリング



膨大なデータ処理に多大な時間を要する(エクセルの使用による限界)

これらの問題による影響は？

上述の課題は、税関申告上の原材料および消耗品の残高と、企業の会計システム上の実際の残高との間の差異の原因となります。このような場合、その差異に対して輸入関税や付加価値税の追徴課税が行われ、さらに当該追徴課税額の10%から300%のペナルティが科されるリスクがあります。

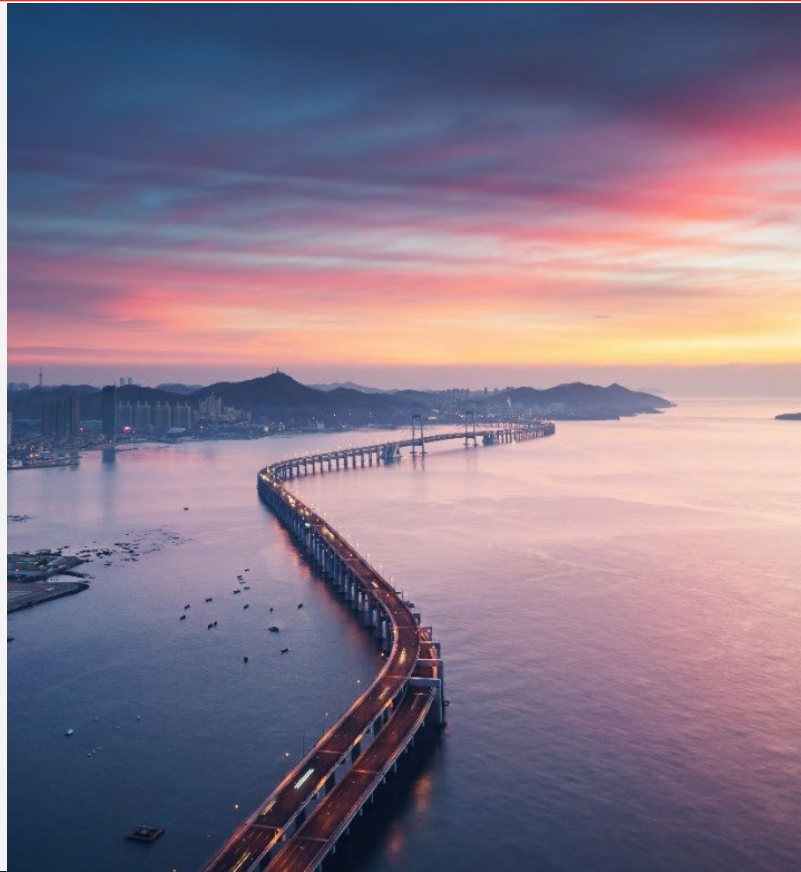


投資優遇対象事業における輸入免税品の使用状況 に関する通知書

輸入関税の免税対象品

- ベトナム国内では生産できない機械・設備・建設資材であって、投資優遇対象事業の固定資産として輸入されたもの
- ベトナム国内で生産できない原材料、消耗品および部品であって、投資優遇対象事業の生産活動のために最初の5年間に輸入されたもの

企業は、事業年度末から90日以内に、免税対象となる品目の使用状況に関する通知書を提出しなければなりません。



年次通知書作成時の一般的な問題

- 輸入数量が税関登録数量を超える
- 税関に登録されたマスターリストと実際の輸入品との間で、製品の種類やHSコードが異なる
- 輸入品が投資優遇対象事業と関連性がないとみなされる
- 輸入時には、実際には国内で生産することができる製品であった

企業が上述の問題について、説明や弁明を行うことができない場合、税関は、該当する輸入関税を課し、かつ10%から300%のペナルティを適用することがあります。



データ間の整合性の検証は 一般的な課題

関税年次報告書および使用状況の通知書の作成には、広範囲で時に複雑なデータ調整が必要です。この作業は以下の理由により多くの時間を要し、かつエラーが発生しやすいと言えます。

- 手動によるデータ統合や、使用可能な形式へのデータ変換に多くの時間を要する
- 複数の情報源からのデータを組み合わせる際のエラー
- 手動での計算や算式の誤り
- これらの手続に多くの時間を費やすことにより、他の関税の問題へリソースを割けず、その他のエラーや問題が発生する可能性がある

40% - 80%

これは、データ収集、データクレンジング、データ抽出、データマッピング、取引の再分類などの付加価値の低いタスクに関税専門家が費やす、1日当たりの推定平均時間割合です。



PwCのテクノロジーを活用することで 大きな価値が得られます

PwCでは、プロセスと計算を自動化する高度なテクノロジーツールを使用することで企業の作業を合理化し、効率性、有効性、正確性、および品質を改善することができます。

テクノロジーツールにより以下が可能となります。

- ✓ 大量のデータ処理
- ✓ 複数のファイルに保存したデータの統合
- ✓ 様々な基準に基づくデータマッピング
- ✓ あらゆる種類のデータの照合
- ✓ データの可視化

弊社のサービス

1. 報告書類の作成

- 企業のビジネスに適した作成方法を設計するためのデータ分析
- データの自動化・分析ツールを用いたデータ処理・調整
- 関税年次報告書および使用状況の通知書の作成、およびそれらの提出の支援

2. 関税年次報告書・通知書の提出前のレビュー

- 入力データと適用された作成方法のレビュー
- リスクの特定および、その是正措置の提案

得られるメリット



深い専門知識にアクセスすることが可能となる



効率性、有効性、正確性、品質を向上させるために弊社のテクノロジーを活用することができる



手動によるデータ処理の大幅な時間削減が可能となる



リソースを確保し、関税リスクの識別とその対応により時間をかけることが可能となる



お問い合わせ先

本書は、一般的なガイダンスのために作成されたものであり、専門的なアドバイスを提供するものではありません。詳しくは弊社までお問い合わせください。

Technical team

Pham Van Vinh

ディレクター

+84 982 055 650

pham.van.vinh@pwc.com

Nguyen Thi Thu Ha

シニアマネージャー

+84 908 849 477

nguyen.thu.ha@pwc.com

Tong Phuoc Hoang Long

マネージャー

+84 976 451 189

tong.phuoc.hoang.long@pwc.com

Japanese Business Desk

Nguyen Huong Giang

パートナー

+84 979 001 783

n.huong.giang@pwc.com

今井 慎平/Shimpei Imai

ディレクター

+84 90 175 5377

shimpei.imai@pwc.com

小山 誠祐/Seisuke Koyama

シニアマネージャー

+84 90 698 9785

seisuke.k.koyama@pwc.com

小暮 寛之/Hiroyuki Kogure

マネージャー

+84 32 543 6850

kogure.hiroyuki@pwc.com

